

お客様各位

レンタルゴンドラに係わる設置届について

トーヨーカネツビルテック(株)
ゴンドラ事業部

弊社が、現在レンタル中のゴンドラは、すべて可搬式ゴンドラに類別されております。

ゴンドラ安全規則第10条1項

ゴンドラを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出しようとするときは、ゴンドラ設置届（様式第十号）にゴンドラ明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1・ゴンドラ組立図
- 2・据え付ける箇所の周囲の状況
- 3・固定方法

可搬式ゴンドラの設置届は、上記ゴンドラ安全規則第10条1項によります。

解釈例規といたしまして、次のような基準局よりの解釈が出ております。

- 1・第一項の「設置しようとする者」とは、当該ゴンドラが、可搬式である場合には、当該ゴンドラを最初に使用する者を言うこと。（昭44・10・23 基発第706号）

この中の、「最初に使用する者」が、弊社となります。

さらに、次の解釈例規といたしまして、

[可搬式ゴンドラに係わる届出]

- 1・可搬式のゴンドラに係わるゴンドラ安全規則第10条の規定による届出は、最初に設置しようとするときに届出を行えば、その後、当該設置届に記載された固定方法による限りにおいて、設置場所を変えるつど改めて届出を要しない。（昭49・3・28 基収第581号の2）

との、解釈です。

よって弊社のゴンドラは、すべて所轄労働基準監督署において設置届を完了しておりますので現場でお客様が設置届を届出していただく必要はありません。

また、現場状況により特殊な固定方法でゴンドラをご利用いただく場合には、弊社にて、労働基準監督署へ「ゴンドラ変更届」の手続きを行いますので、営業担当者にご相談ください。

以上